

令和4年4月27日

桜川中学校保護者様

板橋区立桜川中学校

校長 前田 康夫

長期欠席及び出席停止を理由とした給食費返金について（追記のお知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、令和4年4月11日付けの書面でお知らせさせていただいたところですが、特に以下の下線部の内容を追記させていただきます。

コロナ感染に関わる「陽性者・濃厚接触者」に限り、感染防止のために欠席や出席停止【連続して5日以上（土日祝日は除く）】の場合で「学校給食停止・給食開始届」が提出できない時に、担任に事前にご連絡して代筆を依頼していただきまして、栄養士にご連絡ください。給食食材を発注いたします関係上、その場合も届出日を0日として4日目以降が返金または減額調整の対象となります。期日を遡っての返金はできませんことをご了解ください。

なお、届け出用紙は学校ホームページにありますのでご活用ください。よろしくお願いいたします。